

# 裁 決 書

文書番号 播総第 1936 号

裁決日 令和 8 年 3 月 25 日

〇〇〇〇 (住所)

審査請求人 〇〇〇〇

処分庁 播磨町長 佐伯 謙作

審査請求人が令和 7 年〇月〇日付けで提起した令和 7 年〇月〇日付け公文書部分開示決定処分（文書番号：播保第〇号。以下「本件処分」という。）の取消し及び真に開示されるべき全ての文書の開示の決定を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、播磨町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を得て次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 第 1 事案の概要等

#### 1 事案の概要

審査請求人は、令和 7 年〇月〇日、播磨町情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、自らが令和 5 年〇月〇日に保険課へ送付したサービス担当者会議に関する問合せ及び当該問合せに関連する播磨町（以下「町」という。）側の調査対応プロセスの一切を記録した公文書の開示を請求した。

これに対し処分庁は、令和 7 年〇月〇日、対象文書に含まれる氏名、メールアドレス等の個人に関する情報を条例第 7 条第 2 号の規定により不開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、開示された文書に多数の誤記、日付の矛盾等が認められること及び謝罪訪問の記録、県民局への確認記録等の重要な行政文書が不存在とされている点は、条例第 31 条の公文書管理義務に違反し、行政の説明責任を放棄するものであると主張して、本件処分の取消し及び未開示文書の全件開示を求めて審査請求を提起したものである。

## 第2 事実関係

### 1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

条例第1条は、町民の知る権利の保障と行政の説明責任を全うすることを目的とし、第2条第2号では、公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書...であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義している。

また、第7条第2号は、特定の個人を識別できる情報を不開示情報と規定しており、行政不服審査法（以下「法」という。）第28条は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理関係人が相互に協力する責務を定めている。

審査基準においては、職務上作成されたメモであっても、組織的共用性が認められれば公文書に該当し得る一方で、個人的な備忘録や組織的な検討に付されていない未成熟な情報は、原則として公文書の定義から除外される。

### 2 処分内容及び理由

処分庁は、令和7年〇月〇日付けの開示請求に対し、特定した公文書（審査請求書中K1からK26までの添付資料。以下K号証の資料は当該資料をいう。）の中に、特定の個人を識別し得る氏名及びメールアドレスが記録されていることを確認した。

これらは条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当し、かつ、当該部分を容易に区分して除くことができると判断したため、第8条の規定により、不開示部分をマスキング（黒塗り）処理した上で開示する本件処分を行った。

### 3 審理手続及び調査審議の経過

令和7年〇月〇日、審査請求人が本件審査請求を提起した。

令和7年〇月〇日、審査庁は、処分庁へ審査請求書写しの送付及び弁明書の提出依頼を行った。

令和7年〇月〇日、審査庁は、処分庁から弁明書を受領した。

令和7年〇月〇日、審査庁は、法第29条第5項の規定により審査請求人に弁明書副本を送付し、かつ、第30条第1項の規定による反論書の提出及び第31条第1項の規定による口頭による意見陳述の希望の有無を照会した。

令和7年〇月〇日、審査庁は、反論書を受領した。

令和7年〇月〇日、審査庁は、反論書副本を処分庁へ送付した。

令和7年〇月〇日、審査庁は、播磨町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ諮問を実施した。

令和7年〇月〇日、第1回播磨町情報公開・個人情報保護審査会が開催さ

れた。

令和7年〇月〇日、審査会は、審査庁へ答申書を提出した。

令和7年〇月〇日、審査会は、審査請求人から答申書訂正申立を受領した。

令和7年〇月〇日、審査会は、審査請求人から主張書面等閲覧等請求書を受領した。

令和7年〇月〇日、審査会は、答申書を訂正した。

令和7年〇月〇日、審査会は、会議録等の部分開示の写しを交付した。

令和8年〇月〇日、審査庁は、審査請求人から裁決に向けた意見書及び反論書を受領した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

開示された文書K15等の謝罪訪問日が国民の祝日である「建国記念日」となっているなど、記載内容に客観的な不正確性が認められ、行政記録としての真正性に強い疑義がある。

謝罪訪問の公式記録、サービス担当者会議の判断変更プロセスに係る内部資料及び県民局への具体的な照会記録が不存在とされたことは、条例第31条の適正管理義務に違反するものであり、詳細な口頭説明が可能であった事実と矛盾する。

さらに、審査会答申後に交付された会議録において、処分庁職員が「黒塗りの原本」の存在に言及しており、これを不存在として隠蔽した処分庁の弁明は虚偽である。加えて、答申書には当日欠席した委員の氏名が署名されており、合議体としての成立要件を欠き無効であると主張している。

また、審査会の事務局として進行に際し発言を行った総務課長は、本件審査請求に至る経緯において審査請求人からの相談及び苦情対応に直接関与した当事者であるにもかかわらず、審査会の場で処分庁に代わって具体的経緯の詳細な弁明や補足説明を行っている。過去に当事者対応を行った人物が事務局長として審理に関与し、処分庁側の主張を補完するような発言を行うことは、第三者機関としての審査会の独立性を侵し、審理の公平性を著しく害するものであると主張している。

#### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件審査請求に対し、棄却されることが適当であると主張している。

まず、開示文書における日付の誤植や年度の誤記、メール送信日のずれに

については、純然たる事務的な過誤であることを認めて適宜訂正を行うが、これらは文書作成時の不注意による形式的な瑕疵に留まるものであり、公文書開示決定という行政処分の適法性を根本から左右するものではないと主張している。

次に、審査請求人が存在を主張する謝罪訪問の公式記録、サービス担当者会議の判断変更に係る内部検討資料、県民局への具体的な確認記録等については、個別に作成を義務付ける法的根拠がなく、組織として現に保有していないため不存在であるとしている。

会議録において言及した「黒塗りの原本」については、弁護士への相談に際して時系列を整理するために、部分開示を実施した資料から内容を抜粋し時系列にまとめたものである。そのため、当該「黒塗りの原本」はすでに審査請求人に部分開示されている。また、顧問弁護士との相談記録は、弁護士側が作成した守秘義務を伴う資料であって町の公文書ではないため、開示できないと反論している。

#### 第4 論点整理

- 1 開示文書K 1 からK26 までの記載内容の不正確性及び矛盾が、公文書の適正管理原則（条例第 31 条第 1 項及び播磨町事務文書取扱規程（平成 18 年規程第 1 号）第 2 条）に照らし、開示決定の取消事由となるほどの重大な瑕疵に該当するか。これらは処分庁が一部の誤植を認めているものの、行政記録としての信頼性を損なう構造的な問題を含んでいるかを確認する必要がある。
- 2 謝罪訪問記録、弁護士相談記録、判断変更に係る内部検討資料等が、条例第 2 条第 2 号に定める公文書の要件（職務上の作成及び取得、組織的共用並びに現存性）を満たしているか。特に、詳細な口頭説明がなされた事実は、それらの根拠となる資料が何らかの形で組織的に保有されていたことを示唆していないかを検証する必要がある。
- 3 審査会答申後の意見書で指摘された、合議体の成立要件及び「黒塗りの原本」の存否。欠席委員の署名疑惑については審査会規則への適合性を精査し、また、処分庁職員が会議録で認めた「原本」と称される資料が、個人の備忘録の域を超えて組織的に管理されるべき公文書であったか否かを確認する必要がある。また、審査会事務局長（総務課長）の調査審議への関与及び発言が、審査会の独立性及び審理の公平性に影響を及ぼしたか否か。審査請求人が主張する「利益相反」の有無及び事務局長による事実説明の性質を検証する必要がある。
- 4 審査会における処分庁への質疑応答が、行政不服審査法事務取扱ガイドラ

イン（令和4年6月総務省行政管理局）に定める「裁決の判断に影響を及ぼす新事実」の確立に当たったか。審査関係人が了知しない事実に基づいた判断が行われた場合、反論機会の再付与が必要となるため、職権調査の内容が既存資料の範囲に留まっていたかを適正手続の観点から判断する。

## 第5 裁決の理由

### 1 審査庁が認定した事実

審査会は、法第81条第3項において準用される第74条（審査会の調査権限）の規定に基づき、処分庁職員に対する質疑応答を実施したが、これは既存資料の記載事項に関する詳細の確認や疑問点の解消を目的としたものであった。審議の結果、当該調査によって答申の結論を左右するような「新たな外部的事実」が確立されたとは認められず、審査請求人の反論機会を再付与しなかった判断に手続上の瑕疵はない。

答申書への署名については、本来5名の委員中1名が体調不良で欠席し、出席した4名全員が署名を行っているため、合議体の成立要件を充足している。また、会議録上の「黒塗りの原本」発言に係る資料は、既にK号証資料として審査請求人に部分開示した資料を指しているものであるため、資料を隠蔽した事実はないと判断した。

審査会事務局長（総務課長）の発言について、会議録によれば当該職員による発言は2回確認される。1回目は、委員間の協議において審査請求の目的や背景が不明瞭であるとの意見が出された際、一連の経緯を説明したものである。2回目は、特定の証拠資料に関する委員と処分庁とのやり取りの中で、一般的な行政事務の進め方について補足説明を行ったものである。

### 2 論点に対する判断

#### （1）公文書の正確性と管理

開示文書における日付の誤植等是不適切であるが、これらは文書の存否や開示範囲の妥当性という本件処分の適法性を覆す理由とはならない。これらは事務改善の対象となる付言事項として整理するのが妥当である。

#### （2）公文書の存否

謝罪訪問記録等の存否に関して、審査請求人が反論書中で主張した公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第4条は国の機関を対象とし、町は対象ではない。条例第31条第1項は公文書の適正管理を規定するものであって、謝罪訪問のような特定の事実が生じた際に、

必ず「謝罪訪問記録」という名称の独立した公文書を個別に作成しなければならないと具体的に命じているものではない。また、条例第2条第2号に規定する公文書の要件である「組織的な利用」に関し、個人の備忘録、未成熟な情報等は定義から除外される。本件謝罪訪問は、住民の不满に対する事後的な感情面の配慮として実施したものであり、それ自体が新たな行政処分を伴うものではないため、これを公文書として記録に残すことを強制する個別法も存在しない。弁護士相談記録も助言内容を記録した個人の備忘録であり、かつ、職員が作成したものでないから公文書には該当しない。したがって、資料を不存在とした決定は妥当である。ただし、詳細な説明の根拠が残されていない点は行政の説明責任の趣旨に照らし課題があるため、付言において改善を求める。

### (3) 適正手続の保障

審査会での職権調査は既存主張の整理に留まり、裁決の判断に影響を及ぼす新事実の判明には至っていないため、反論機会を与えなかったことに法的瑕疵は認められない。

### (4) 答申後の新主張

答申書の署名手続は適正であり、また「黒塗りの原本」についても、既に部分開示した資料を指すため、事実認定を変更できるものではない。

### (5) 事務局の中立性について

審査請求人は、総務課長の審査会への関与が審理の公平性を害したと主張する。しかし、認定した事実のとおり、当該職員の発言は、審査請求の背景に関する客観的な流れの説明及び行政実務の一般的な手法の解説に留まっている。これらは、合議体である審査会からの質疑に対し、事務局として審議を円滑に進めるために必要な情報提供を行ったものであり、処分庁の処分を不当に正当化したり、審査請求人に不利な予断を植え付けたりするなどの、特定の当事者に有利な働きかけを行った事実は認められない。また、当該職員が過去に苦情対応を行っていたとしても、審査会事務局としての職務執行において客観的な事実説明を行うことは、所管業務の範囲内であり、これにより直ちに審査会の独立性や中立性が損なわれるものではない。したがって、事務局職員の関与を理由として答申の有効性や裁決の公正性が否定されるものではないと判断する。

## 第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

## 第7 付言

処分庁は、本件において開示された公文書に多数の日付誤植や矛盾が認められたことを真摯に受け止め、公文書の正確性確保に向けて、管理体制を改善すべきである。

特に、処分庁が当初「不存在」と主張しながらも、弁明の過程において一部の関連記録が提出された事実は、公文書管理の適正性に対する認識の甘さを示すものであり、町民の行政に対する著しい不信感を招く要因となっている。

審査庁としては、審査会答申の趣旨を尊重し、処分庁に対し、本件請求に関連する一切の行政文書及び職員の保管する資料を改めて再精査することを求める。

再精査の結果、組織的に用いる実態が確認されるなど開示可能な公文書に該当すると認められるものが追加で発見された場合には、直ちに審査請求人に対し開示（又は部分開示）の手続を講じることを要請する。

令和8年3月25日

審査庁 播磨町長 佐伯 謙作

## 教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、播磨町を被告として（訴訟において播磨町を代表する者は播磨町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、播磨町を被告として（訴訟において播磨町を代表する者は播磨町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。